

鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱、鳥取県集落営農体制強化支援事業実施要領及び鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、多様な集落営農組織の組織化及び機械施設の整備等を支援するとともに、組織の継続性を確保し、将来に向けても集落営農を維持できる体制づくりを進めるため、次世代への運営の継承を円滑に進めることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、対象水田が含まれる地域を範囲とする人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられている又は位置付けられることが確実な組織であって、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる補助対象経費の額(仕入控除税額(当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を除く。)に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額(小数点以下は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 本補助金の交付は、別表第2欄に定める1事業実施主体につき、最大3年間(以下「事業実施期間」という。)行うものとする。
- 3 別表第3欄に掲げる農業用機械及び附帯施設の整備と一体とは認められない(資産計上の対象とならない)もの及び10万円未満の機械等は対象外とする。
- 4 別表第2欄の事業実施主体は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例68号)の趣旨を踏まえ、対象事業の実施にあたっては、県内事業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。)への発注に努めなければならない。
- 5 補助事業の実施に当たっては、別表の第5欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2条に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、市長がその財源に充当する県の補助金の交付決定を受けた日から起算して15日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることが出来る。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、本補助金の減額とする。

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第10条 本補助金の実績報告は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産につ

いては、市長が別に定める期間) とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び施設

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から10日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月26日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。
なお、平成30年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例とする。

附 則

この要綱は、平成30年7月15日から施行し、平成30年7月15日以降の補助事業から適用する。

なお、平成30年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例とし、第5条第1項については、平成30年7月15日以降の補助申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

なお、平成31年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 令和2年3月31日までに計画承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日までに計画承認を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金について、鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2の補助金の額の確定額
（年 月 日付け第 号による額の確定通知） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 その他
区分	事業内容				
規模拡大・発展型支援	農業用機械施設の導入・査定処分 (1) 農業用機械及び附帯施設の導入 (2) 個人所有機械の中古販売、廃棄等	集落営農組織 [要件] ・集落営農の規約の締結 ・集落営農ビジョンの策定 ・目標年度に地区内の水田の過半を集積	集落営農ビジョンに沿って行う、次に掲げる機械施設整備等に要する経費とする。ただし、工事請負費又は委託費に係るものについては、県内事業者が発注したもの（やむを得ない事情により県内事業者が発注することが困難と県があらかじめ認めたものを含む。）に限り補助の対象とする。 (1) 農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費 (2) 個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 1 組織当たり事業実施期間合計補助上限額 ・小規模組織 10,500千円 ・大規模組織 18,000千円 ※大規模組織とは、目標経営面積概ね 20ha以上の組織とする。 </div>	2分の1	ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。
			集落営農ビジョンに沿って行う、次に掲げる取組に要する経費と	2分の1	

<p>人材確保 型支援</p>	<p>新たな人材確保・畦畔管理省力化 (1)オペレーター等の人材育成研修 (2)法面用草刈機及びグランドカバープランツの導入 (3)園芸品目の試作等の取組 (4)賑わい活動への参画促進</p>	<p>集落営農組織 (2)の取組は中山間地域(注2)の集落営農組織に限る。 〔要件〕 ・集落営農の規約の締結 ・集落営農ビジョンの策定</p>	<p>する。ただし、工事請負費又は委託費に係るものについては、県内事業者に発注したもの(やむを得ない事情により県内事業者が発注することが困難と県があらかじめ認めたものを含む。)に限り補助の対象とする。 また、(1)の取組は必ず実施するものとする。 (1)オペレーター等の人材育成研修に要する以下の経費 ①実務研修(指導者に支払う謝金等) ②免許取得(農業大学校及び自動車学校での大型特殊免許取得に要する経費等) ③ドローンの操作講習に要する経費 (2)法面用草刈機及びグランドカバープランツの導入に要する経費 (3)園芸品目の試作等に要する経費 (4)集落営農活動への参画を促すための農作業体験イベントの開催費等</p> <p>1 組織当たり事業実施期間合計補助上限額 (1) 300千円 (2) 3,300千円 急傾斜地を含む組織 3,900千円 (3) 300千円 (4) 150千円</p>	<p>※(2)のうち急傾斜地(注1)を含む集落営農組織 5分の3</p>	
---------------------	--	---	--	--	--

(注1)急傾斜地とは、田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上の傾斜を示す。

(注2)中山間地域とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号)で定めたものとする。